

【グリーンイノベーション 24】

<p>事項名</p>	<p>電気自動車に係る急速充電器の設置促進</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気の需要場所については、一の建物内及びさく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内など、「一の需要場所」を定義付けている。 ・ 一般電気事業者の供給約款においては、需給契約の単位として、「一の需要場所（電気事業法施行規則と同定義）」については、「一需給契約」を結ぶ旨を定めている。（なお、供給約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法施行規則第2条の2第2項 ・ 電気事業法第19条に基づく、各一般電気事業者の電気供給約款に規定。
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法施行規則においては、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、駐車場・コンビニエンス・マンション（共用部）等で急速充電器を設置する場合に事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならず、電気料金の増加（低圧契約から高圧契約となる等）を理由に機器の設置が進展しない。したがって、行政は電気自動車にかかる急速充電器の設置促進の観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。
<p>担 当 府 省 の 回</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、需要場所の概念が明確化されず、一の需要場所内において需要を自由に分割することを可能とすると、自由化分野と規制分野の区分を恣意的に変更することも可能となってしまう。また、需要の分割に伴い、電気の供給に必要な配電線、柱上変圧器、計量メーター等の

		<p>配電設備に対する投資や維持運営のためのコストが発生し、そのコスト上昇分は電気料金の値上げとなることから、特定の者の負担を軽減するため、社会全体の負担で支えることにつながる。このような恣意的な運用を防止する観点から、一定の客観的なルールを設けることは合理的と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> EV 充電器を設置する場合に、現行の「一の需要場所」の定義に合致しつつ、別途の契約を締結することが可能となるケースも考えられる。なお、一般電気事業者が選択約款で対応しようとする場合は、負荷平準化や業務効率化が見込まれることが要件となる。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中であり、その結果について一般電気事業者に周知する方向で検討。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業法施行規則においては、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、駐車場・コンビニエンス・マンション（共用部）等で急速充電器を設置する場合に事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならない。このため、電気料金の増加（低圧契約から高圧契約となる等）や他の事業者が土地の一部を賃借し、個別に機器設置に伴う電力契約を締結する等の対応ができないことなどにより、機器の設置が進展しない。 ○ 一方、低圧部分が規制されている現状においては、自由化分野と規制分野の区分を恣意的に変更することを防止する一定の客観的なルールも必要である。 ○ したがって、電気自動車にかかる急速充電器の

	<p>設置促進の観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力契約における「一構内・一需要場所」という基準について、電気自動車の急速充電器の設置等、自らが使用する電気ではないものについて、「一構内・複数需要場所」という考え方を導入すべきである。具体的には、コンビニストア等の敷地内に電気自動車の急速充電器を設置する場合、店舗で使用する電力とは別に、他の事業者やフランチャイズ本部が土地の一部を賃借するなどして、専用契約を締結できるようにしてほしい。 ・ 電気自動車の充電設備を月極駐車場に設置する場合、駐車場事業者の電力受給契約とは別に、電気自動車の使用者とも契約ができるよう、「一の需要場所」における複数の電力受給契約を可能とすべきである。現行制度では、駐車場事業者の電気代が増加することから、設置を断わるケースが多い。電気自動車の普及促進の観点から、改正が必要である。
<p>改革案</p>	<p>○ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、電気自動車にかかる急速充電器の設置促進の観点から、一般電気事業者の選択約款の拡充により、「一の需要場所」でも「複数の需給契約」が対応可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、一般電気事業者に対して、選択約款の早期拡充を促し、併せて、その旨を国民に広く周知する。 <平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置></p>

【グリーンイノベーション 25】

<p>事項名</p>	<p>需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気の需要場所については、一の建物内及びさく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内など、「一の需要場所」を定義付けている。 ・ 一般電気事業者の供給約款においては、需給契約の単位として、「一の需要場所（電気事業法施行規則と同定義）」については、「一需給契約」を結ぶ旨を定めている。（なお、供給約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法による規制はなし。 <p>※「適正な電力取引についての指針（第二部Ⅱ2（1）①イiii）」において、自由化分野で複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して供給を行う形態である「部分供給」は可能である旨規定。</p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーから発電されるグリーン電力を直接購入しようとする場合、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を実施できないことから、自らの総需要を上回るグリーン PPS の発電能力を確保しなければならず、グリーン電力の利用が進展しない。したがって、行政は再生可能エネルギーの選択の柔軟化を図る観点から、自らの需要の一部をグリーン PPS より電力購入する、もしくはテナントビルに入居している事業者及びビルオーナーがグリーン PPS より電力購入することを可能とするよう、一般電気事業者に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。 <p><追加分></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「適正な電力取引についての指針」において、部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態」と示しているところ。グリーン PPS を含む特定規模電気事業者からの電力の購入については、自由化領域であり、複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して供給を行う形態についても、電気事業法上、特段の制限はない。 ・ しかしながら、部分供給に関する規定は当該指針のみであり、具体例も記載されていないため、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が可能となることについて、周知されているとは言い難い。 ・ したがって、需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、併せて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により、「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、対応可能なものと対応不可能なものの具体的事例（項目）を早急に明らかにする。その上で、一の需要場所において、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を広く国民に周知する。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン PPS も含む特定規模電気事業者からの電力の購入については、自由化領域であり、御指摘のような複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して供給を行う形態についても、電気事業法上、特段の制限はない。その上で、「適正な電力取引についての指針」において部分供給として、一般電気事業者が拒否した場合に独占禁止法上違法となるおそれのあるケース等について具体的に記載されている。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、このような自由化領域においては、制度上、選択約款は存在しない。 <p><追加分></p> <p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正取引委員会は、規制改革により市場原理の導入が進展しつつある電気事業分野において、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、従来より、「適正な電力取引についての指針」（以下「指針」という。）を策定し、当該分野の取引について独占禁止法上問題となる行為等を明らかにしている。 ・ 指針作成の趣旨としては、電気事業制度改革の理念である経営自主性の最大限の尊重、電気事業法・独占禁止法違反に問われるという直接的な行政介入の最小化を図るための環境を整備することにある。 ・ したがって、グリーン電力が利用可能である旨の周知（特定エネルギーの普及・促進）については、そもそもの指針作成の趣旨と整合しないため、指針の記載によって対応することは適当ではない。 ・ なお、他省庁において、グリーン電力を含めた新エネルギー導入・普及促進に向けた取組みがなされており、グリーン電力が利用可能である旨の周知の場としては、指針よりも適しているものと認識している。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度において対応済。 <p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ —
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「適正な電力取引についての指針」において、部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態」と示しているところ。グリーン PPS を含む特定規模電気事業者からの電力の購入については、自由化領域であり、複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して供給を行う形態についても、電気事業法上、特段の制限はない。 ○ しかしながら、部分供給に関する規定は当該指針のみであり、具体例も記載されていないため、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が可能となることについて、周知されているとは言い難い。 ○ したがって、再生可能エネルギーの選択の柔軟化による公正かつ有効な競争を促進する観点から、「適正な電力取引についての指針」における部分供給について、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が対象となることを明確化すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正省エネ法や東京都条例をはじめ、国・各自治体レベルで省エネ・省 CO2 に向けた取り組みが求められている。各需要家はそれぞれの事業形態に応じて省エネ・省 CO2 に取り組んでいる。 ・ しかし、再生可能エネルギーから発電されるグリーン電力を直接購入し、ゼロエミッションを達成しようとする、自らの総需要を上回るグリーン PPS の発電能力を確保する必要がある。また紐付けられた発電と消費を併せるための社会的に見て不必要な需要調整を強いられることになる。 ・ 自らの需要の一部をグリーン PPS より電力購入する、もしくはテナントビルに入居している事業者及びビルオーナーがグリーン PPS より

	<p>電力購入することを可能とするためには、一需要場所の複数需給契約を認める制度への改定が効果的である。</p>
<p>改革案</p>	<p>○ 需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、併せて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により、「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、対応可能なものと対応不可能なものとの具体的事例（項目）を早急に明らかにする。その上で、一の需要場所において、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を広く国民に周知する。＜平成 23 年度上期措置＞</p>

【グリーンイノベーション 26】

<p>事項名</p>	<p>リチウムイオン電池の取扱いに係る制度整備</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン電池については、消防庁通達により、第4類の危険物を電解液として内蔵する危険物と解されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法第2条第7項、消防法第10条、消防法第16条 ・ 消防危第48号（平成8年4月2日付、消防庁危険物規制課長通達）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内におけるリチウムイオン電池の取扱いは、第4類第2石油類とみなされ、危険物扱いとなっており、国際基準となる国連勧告に整合した区分とはなっていない。これにより、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等において、過剰な取扱い設備が要求されている。したがって、輸送等の安全確保を前提にしつつ、国際基準にキャッチアップした合理的な制度整備を行うべきである。さらに、我が国が国連勧告に整合していない理由についても、説明責任を果たすべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>1 国連勧告との整合性について</p> <p>国連勧告で求めている打撃試験や熱試験等の7種類の試験基準に適合するリチウムイオン電池は、消防法に規定する運搬容器の性能以上の性能を有していることから、国内で運搬することにおいて支障はなく、基準の見直しは必要ない。</p> <p>以下にその理由を示す。</p> <p>危険物を運搬する場合、危険物を収納する容器から危険物が漏出し、火災に至る危険性があることから、危険物を収納する容器について、</p>

危険物が漏出しない構造にすることが必要である。リチウムイオン電池の電解液は引火点が40℃程度であるため、消防法別表第1備考第14の規定により危険物（引火性液体（第4類第2石油類））に該当する。リチウムイオン電池は危険物である電解液を収納する容器であることから、運搬時の破損等による引火性液体の漏出を防止するため、リチウムイオン電池は引火性液体を運搬する容器の性能を有する必要がある。

消防法は国内における危険物の運搬に関する基準を規定しており、消防法に規定する引火性液体を運搬する容器は、落下試験、気密試験及び内圧試験の基準に適合する必要があるが、これらの試験は国際的な危険物の輸送に関する基準を示したものである国連勧告で規定される引火性液体（クラス3）を収納する容器に関する試験と同一のものであり、国連勧告との整合が図られている（国連勧告において引火性液体はクラス3に区分され、国際輸送時に引火性液体を収納する容器に関する試験基準が規定されている。）。

国連勧告において、リチウムイオン電池は電池そのものが危険物とされており、航空輸送においても安全であるようクラス9（その他）に分類され、引火性液体（クラス3）を収納する容器の試験と比較して厳しい試験が課せられ、打撃試験等の7種類の試験において一定の性能を有する必要があるとされている。国連勧告におけるクラス9の試験基準に適合するリチウムイオン電池は、引火性液体（クラス3）を収納する容器の性能以上の性能を有することから、リチウムイオン電池は消防法に規定する引火性液体を運搬する容器の性能以上の性能を有するものであり、国内での運搬は可能であるため、消防法がリチウムイオン電池の輸送に

において障害とはなっていない。

2 規制の適正性（電池の製造等に過剰な設備が要求されるとの意見）について

国連勧告は危険物の国際輸送に関する基準を示したものであり、危険物を貯蔵し、又は取り扱う工場の構造、設備等については、各国の国内法において危険物の火災・爆発危険性に対する安全確保方策が規定されている。

消防法において、危険物を一定量以上貯蔵し又は取り扱う施設は、建築物は不燃材料で造る、窓等には防火設備を設ける、床は危険物が浸透しない構造とする等の必要最小限の安全対策を講ずることとされており、これらの安全対策を講ずる必要があるものは、リチウムイオン電池を大量（電解液約2ミリリットル、出力3.7ボルトのパソコン用リチウムイオン電池約50万本に相当）に製造又は貯蔵する施設である。

過去に消防法の許可を受けず、法で求める安全対策を講じていなかったリチウムイオン電池の製造工場において、300万本の電池が焼失する火災や、異常加熱によるリチウムイオン電池の電解液の外部漏出が原因で延べ面積1,230㎡の工場が全焼する火災が起きたこと、及び火災時にリチウムイオン電池が火炎等に曝されると、電池に収納されている電解液が気化し、外部へ可燃性ガスが噴出することによる火災の拡大危険性があることに鑑みても、リチウムイオン電池を大量に製造又は貯蔵する施設は、製造所等として必要最小限の安全対策を講ずる必要があり、基準の見直しは必要ない。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン電池を大量に製造し、又は貯蔵する施設について、必要な安全対策を講じないと火災発生の危険性が高まるとともに、火災が発生した場合の周囲への拡大危険性が高まる。 ・ また、この問題点に対する補完措置はない。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内におけるリチウムイオン電池の取扱いは、消防法第4類第2石油類（消防危第48号（平成8年4月2日付、消防庁危険物規制課長通達）とみなされ、危険物扱いとなっており、国際基準となる国連勧告に整合した区分とはなっていない。これにより、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等において、過剰な取扱い設備が要求されている。 ○ 輸送に関しては、消防法は国内における危険物の運搬に関する基準を規定しているが、消防法に規定するこれらの試験は国連勧告で規定される引火性液体（クラス3）を収納する容器に関する試験と同一のもの（第4類第2石油類を運搬するもの）となっており、国連勧告に整合した区分（クラス9、非危険物）とはなっていない。さらに、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等についても、引火性液体（クラス3）を前提とした危険物の扱いであるため、全ての取扱いに第4類第2石油類の適用を受け、例えば一定以上のリチウムイオン電池を貯蔵する場合（電池容量が1,000L以上）は危険物貯蔵所等の扱いを受けるなど、国際的な取扱いに比して過度な規制を受け、競争力が阻害されている。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ したがって、リチウムイオン電池の取扱いについて、国連勧告との整合性を図る観点から、一律に第4類第2石油類（国連勧告クラス3に相当）としての危険物扱いするのではなく、事前に一定の安全試験（国連勧告が要求するもの）を実施したものについては、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等で国連勧告と同様（クラス9、非危険物）の扱いとすべきである。 ○ さらに、我が国が国連勧告に整合していない理由についても、説明責任を果たすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法危険物 第48号において、リチウムイオン電池を第4類の危険物とみなされている。この基準において、いくつかの矛盾や不明点が生じたり、過剰な要求がされたりしており、今後大形リチウムイオン電池の普及拡大の障害になると予想される。これに対し、輸送については、国際ルールである国連勧告（UN3480）に準拠させるとともに、リチウムイオン電池は第4類の危険物ではなく、国連勧告にもあるように、別のカテゴリーの危険物として取り扱われるべきである。 ・ リチウムイオン電池は、電池製造（危険物一般取扱所）段階から、電池製品倉庫（危険物屋内貯蔵所）、運搬（危険物運搬容器規制）、まで含め自動車メーカー納入前の倉庫（危険物屋内貯蔵所）、にまで影響がある。封口後の電池は安全性が高い為、封口後のリチウムイオン電池は非危険物としての扱いが妥当との判断があれば、車載用リチウムイオン電池の製造段階での生産設備施設投資・取扱い・運搬・保管費用などに大幅な軽減が見込まれる。 ・ 蓄電設備の設置場所にあたって電池の電解液総量が200l以上になると少量危険物扱いとなり、設置場所は各種の規制を受ける。1000L以上の場合は、危険物貯蔵所又は取扱所となる。

	<p>これによる不都合として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a) 設置する部屋は、防火構造とし、漏出電解液を流出させないための、ためますを設置し、排気（換気）設備も必要。 ・ b) 引火点 45℃以下の電解液を使用している場合は、設置する部屋の電気設備は防爆仕でなければならない。 ・ c) ビルの電気室は地階に設置される場合が多いが、現行規定では、地下室への設置が大幅に制限される。（地盤面より下への設置が認められない） ・ d) LIB 電池システムを設置する建物に、自家発電設備やボイラー用の燃料を貯蔵している場合、危険物としての量は、それら燃料との合算となるため、実質的に LIB 電池システムを設置できない。（小規模の電池システムでも、消防法の規制対象になることが有り得る）
<p>改革案</p>	<p>○ リチウムイオン電池の取扱いについて、国連勧告との整合性を図る観点から、一律に第 4 類第 2 石油類（国連勧告クラス 3 に相当）としての危険物扱いするのではなく、事前に一定の安全試験（国連勧告が要求するもの）を実施したもののについては、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等で国連勧告と同様（クラス 9、非危険物）の扱いとする方向で検討し、結論を得る。なお、当該対応ができない場合については、我が国が国連勧告に整合していない理由について、書面等により事業者にも明示し、説明責任を果たす。＜平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論＞</p>

【グリーンイノベーション 27】

<p>事項名</p>	<p>一般家庭の共同設置大規模太陽光のみなし自家消費</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、一般家庭が太陽光発電を導入した場合、余剰電力はプレミアム（48 円/kWh）で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。 　　<根拠法令> ・ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法） ・ 平成 21 年経済産業省告示第 278 号（最終改正：平成 22 年 3 月 29 日 経済産業省告示第 66 号）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、一般家庭が居住の用に供する家屋については、太陽光発電設備を導入した場合、余剰電力はプレミアム（48 円/kWh）で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。したがって、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とすべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの全量買取制度に関するプロジェクトチームにおいて本年 7 月に示した制度の大枠では、「住宅等における小規模な太陽光発電等については、省エネインセンティブの向上等の観点から例外的に現在の余剰買取を基本とし、今後具体的な方法について検討する」としているところ。集合住宅等に係る買取方式については、太陽光発電の導入拡大に加え、制度の簡明性や円滑な実施といった観点を

		踏まえつつ、制度の詳細について検討していく。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ 総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会において検討中。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	－
改革事項に対する 基本的考え方		<p>○ 現在、一般家庭が居住の用に供する家屋については、太陽光発電設備を導入した場合、余剰電力はプレミアム（48 円/kWh）で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。</p> <p>○ したがって、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とすべきである。</p>
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、家庭用太陽光の買取制度があるが、都市部の多くを占める集合住宅居住者は PV を導入しづらい。 ・ これらの需要家にも PV 導入による地球環境貢献への意識の高い需要家もあり、需要地と離れた未利用地に共同で PV を設置し、自らの屋根に設置したものと同様の効果が得られるのであれば、導入費用を負担するという者も少なくない。 ・ 遠隔地に PV をマンションの住人が共同で設置し、その PV の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を『みなし余剰電力』として、戸建の余剰電力と同様に買取対象とすること

	により、不公平感が軽減され PV の導入も進む。
改革案	<p>○ 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会において、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等については、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とする方向で検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中検討・結論＞</p>

【グリーンイノベーション 28】

<p>事項名</p>	<p>マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈および運用（内規）」の見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用電気工作物の設置者には、技術基準適合維持、保安規程の制定・届出、主任技術者の選任または保安管理業務の外部委託が義務付けられている。（約9割の自家用電気工作物は、自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託している。） ・ 自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託する場合は、1年に1回以上、停電を伴う点検（保護継電器と遮断器の連動動作試験等）を実施することが義務付けられる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項 ・ 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第1項、第2項、第52条の2、第53条第2項第5号 ・ 電気事業法施行規則第52条の2第一号口の要件、第一号ハ及び第2号口の機械器具並びに第一号二及び第二号ハの算定方法等並びに第53条第2項第五号の頻度に関する告示 第4条 ・ 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成21・04・15 原院第1号）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物としての点検を求められるところ。一般電気事業者による電力提供の場合（電気事業の用に供する電気工作物の場合）は、4年に1回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないが、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められる。したがって、一般電気事業者とその他の事業者のイコールフッティ

	<p>ングを図るといふ観点から、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきである。</p>
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理業務の外部委託をする場合においては、電気工作物の設置者自らが電気主任技術者を選任している場合と保安体制が異なる（常駐と非常駐）ことから、点検頻度（1年に1回以上の停電を伴う点検など）等を定めているもの。 ・ 当該点検頻度については、外部委託先が行う保安管理業務が不適切である事例があったこと等から、平成19年に電力安全小委員会の下に設置されたワーキンググループの報告書を踏まえて、平成21年に外部委託契約書等に記載すべき事項として明確化が図られたものの1つである。 ・ 外部委託が認められている自家用電気工作物は、高圧送電系統に接続されるものであり、その危険性や事故等（感電、火災、他者の停電を伴う波及事故を含む。）の発生するリスクは、マンションに設置されるからといって、大規模店舗やビル等に設置されるものより小さいと言えるものではないことから対応は困難。
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンションにおける自家用電気工作物において、設置者自ら電気主任技術者を選任している場合と同等の保安が確保されなくなる。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物としての点検を求められるところ。 ○ 一般電気事業者による電力提供の場合（電気事

	<p>業の用に供する電気工作物の場合)は、4年に1回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないが、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められる。本件にかかる一般電気事業者と取扱いの違いについての明確な根拠はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、保安管理業務の外部委託をする場合においては、電気工作物の設置者自らが電気主任技術者を選任している場合と保安体制が異なるとのことであるが、高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施することにより、以前は停電を伴う点検が不要であったところ。常駐と非常駐による根拠が、明確になされていない。 ○ したがって、一般電気事業者とその他の事業者のイコールフットィングを図るという観点から、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物であり、保安管理業務は外部委託しているが、現在の自家用電気工作物の保安管理業務外部委託の規制においては、自家用電気工作物の点検に伴いマンション全館が停電するため、一般電気事業者と同等の設備であるにもかかわらず、一般電気事業者のユーザーよりもマンション高圧一括受電サービスのユーザーの方が利便性を損なっている。 ・ この一般電気事業者より厳しい電力提供条件により、マンション開発業者からマンション高圧一括受電サービスが採用されず、普及が阻害されている。 ・ 一般電気事業者による電力提供の場合(電気事業の用に供する電気工作物の場合)、4年に1

	<p>回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないのに対し、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施することにより、以前は停電を伴う点検が不要であったところが、本規制により無条件で1年に1回以上停電を伴う点検が必要となった。 ・ 自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきである。
<p>改革案</p>	<p>○ マンション高圧一括受電サービスについて、一般電気事業者とその他の事業者の設備競争上のイコールフットィングを図るという観点から、例えば高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施すること等により、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とする方向で検討し、結論を得る。〈平成22年度検討開始、平成23年度中結論〉</p>

【グリーンイノベーション 29】

事項名	家庭用電気料金メニューの拡充	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者の選択約款においては、時間帯別・深夜料金メニュー等に関する取扱いを定めている。（なお、選択約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 19 条第 6 項に基づく、各一般電気事業者の電気供給の選択約款に規定。 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用電気料金については、電力使用量に応じた料金メニューが主体となっており、需要家の省 CO2 化、負荷平準化等のインセンティブを与える料金メニュー（例えば、家庭における電気自動車の料金メニュー（夜間の充電料金）やスマートメーターの設置需要家を対象とした細かな料金メニュー（30 分単位等））とはなっていない。したがって、行政は需要家の省 CO2 化等を推進して行くためにも、一般電気事業者に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要家サイドにおける省エネや低炭素エネルギー活用を図るため、エネルギー需給情報を利用した需給マネジメントを行うための制度環境整備のあり方の 1 つとして、料金メニューの活用について、検討を行う。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭用電気料金については、電力使用量に応じた料金メニューが主体となっており、需要家の省CO2化、負荷平準化等のインセンティブを与える料金メニュー（例えば、家庭における電気自動車の料金メニュー（夜間の充電料金）やスマートメーターの設置需要家を対象とした細かな料金メニュー（30分単位等））とはなっていない。 ○ 需要家サイドにおける省エネや低炭素エネルギー活用を図るため、エネルギー需給情報を利用した需給マネジメントを行うための制度環境整備のあり方の1つとして、料金メニューの活用は必要とされているところ。 ○ したがって、需要家の省CO2化等を推進して行く観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、電気自動車用及びスマートメーター用の新たな料金メニューを積極的に構築するよう対応を促すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金の設定は、発電・送電・配電により生じたコストを平均化して設定しているが、例えば、夜間での使用は原子力の利用に資するものであり、CO2削減への貢献という観点で安価にするなど、クリーンな電源にもとづく料金設定、需給に応じた料金設定等、料金制度の柔軟な運用が必要である。 ・ 現在、自由化が認められている分野においては、30分単位で需要家の電力使用量情報が取得できる。（取引所取引においても30分単位で価格が決定している。）したがって、一般家庭にもスマートメーターが導入されれば、30分単位での料金制度を作ることは可能である。 ・ 公正取引委員会及び経済産業省は平成21年3月に「適正な電力取引についての指針」を改定したところである。平成11年に部分自由化された範囲において、一般電気事業者が、その供

	<p>給区域を越えて、他の一般電気事業者の供給区域に参入したケースは、わずか1例しかない。一般電気事業社間の市場競争が進展しない状況を是正し、電気料金の低廉化と事業者選択の拡大の観点からユーザー利益を拡大すべく、一般電気事業者間競争の促進のためのルール作り（市場整備）について、早急に検証・検討を進め、指針として明らかにして欲しい。</p>
<p>改革案</p>	<p>総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、需要家の省CO2化等を推進して行く観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、電気自動車用及びスマートメーター用の新たな料金メニューを積極的に構築するよう対応を促す。併せて、その旨を国民に広く周知する。＜平成 22 年度中措置＞</p>

【グリーンイノベーション 30】

<p>事項名</p>	<p>需要家のロードカーブ情報の取扱い</p>						
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法上の規定はない。 ・ 経済産業省（資源エネルギー庁）のスマートメーター制度検討会にて検討中。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ー 						
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要家の電力使用量情報（時間帯別のロードカーブ情報）については、「需要家のもの」との認識が広がりつつあるが、個人情報保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールが未整備であるなど、情報の取扱いが明確化されていない。また、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等についても、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け（電気事業法の取扱い等）の明確化が必要である。 						
<p>担当府省の回答</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="276 1178 636 1659"> <p>上記改革の方向性への考え方</p> </td> <td data-bbox="636 1178 1380 1659"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力使用情報については他の情報と同様、現行の個人情報保護制度の対象であり、当該制度の範囲内において現行も対応可能。 ・ 更に、省エネや低炭素エネルギー活用を図るべく、エネルギー需給情報を活用した需給マネジメントを行うための、制度環境整備のあり方について検討を行う。 ・ なお、電気事業法の規制対象は電気の供給事業であり、エネルギーマネジメントサービスの提供事業はその対象ではない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1659 636 1805"> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> </td> <td data-bbox="636 1659 1380 1805"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1805 636 1991"> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> </td> <td data-bbox="636 1805 1380 1991"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ー </td> </tr> </table>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力使用情報については他の情報と同様、現行の個人情報保護制度の対象であり、当該制度の範囲内において現行も対応可能。 ・ 更に、省エネや低炭素エネルギー活用を図るべく、エネルギー需給情報を活用した需給マネジメントを行うための、制度環境整備のあり方について検討を行う。 ・ なお、電気事業法の規制対象は電気の供給事業であり、エネルギーマネジメントサービスの提供事業はその対象ではない。 	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。 	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力使用情報については他の情報と同様、現行の個人情報保護制度の対象であり、当該制度の範囲内において現行も対応可能。 ・ 更に、省エネや低炭素エネルギー活用を図るべく、エネルギー需給情報を活用した需給マネジメントを行うための、制度環境整備のあり方について検討を行う。 ・ なお、電気事業法の規制対象は電気の供給事業であり、エネルギーマネジメントサービスの提供事業はその対象ではない。 						
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。 						
<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー 						

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要家の電力使用量情報（時間帯別のロードカーブ情報）については、「需要家のもの」との認識が広がりつつあるが、個人情報の保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールが未整備であるなど、情報の取扱いが明確化されていない。 ○ 省エネや低炭素エネルギー活用を図るべく、エネルギー需給情報を活用した需給マネジメントを行うための、制度環境整備のあり方について検討を行う必要があるとされているところ。 ○ また、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等についても、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け（電気事業法の取扱い等）の明確化が必要である。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のロードカーブ情報について、マンション等で高圧の一括受電を活用し、時間帯別の電力サービスを受けている需要家については、電力使用量の情報が還元されている。低圧需要家についても、スマートメーターの設置を契機として、同様に還元すべきである。 ・ 今後、太陽光発電が大量に導入された場合、系統維持にかかるアンシラリーサービスコスト（電源・流通設備を一体的に制御することにより周波数を適正な範囲に維持するサービス）が増加することも想定される。エネルギーマネジメントサービスの提供事業者が地域内で需要家の電力需給を調整する機能を持てば、系統安定化に資すると考えられ、これらを活用する仕組みの構築は有効である。 ・ 将来的なスマートコミュニティの姿は、一括受電が地域単位で発展した形ではないか。例えば、地方公共団体等が地域内での電力需要をまとめ、これに一般電気事業者や特定規模電気事業者が供給する仕組みも考えられる。

<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、需要家の電力使用量情報（時間帯別のロードカーブ情報）にかかる個人情報の保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールの整備など、情報の取扱いに関する方向性について検討し、結論を得る。 ＜平成 22 年度中検討・結論＞ ○ 併せて、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等について、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け（当該事業者は電気事業法の対象外である等）の明確化を図る。＜平成 22 年度中措置＞
------------	---

【グリーンイノベーション 31】

事項名	特定電気事業制度の見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応ずる電気の供給を拒んではならず、需要家への供給義務を負う。一方、一般電気事業者には、特定電気事業の供給区域に対する供給義務はない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 24 条の 3 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気事業制度については、平成 7 年の制度改革以降で当該制度を利用した事業者が僅か 6 社であり、一事業者のみで需要家への最終供給責任を負う制度では、電気と熱を効率的に併用し、運営することが難しいとの指摘がある。したがって、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる制度とすべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散型電力供給システムのあり方について、エネルギーの効率的な供給の観点に加え、適正な競争環境の整備や需要家保護といった視点も踏まえ、制度のあり方について検討を行う。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する基本的考え方	<p>○ 特定電気事業制度については、平成 7 年の制度改革以降で当該制度を利用した事業者が僅か 6 社であり、一事業者のみで需要家への最終供給責任を負う制度では、電気と熱を効率的に併用し、運営することが難しいとの指摘がある。</p>	

	<p>○ したがって、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる制度とすべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気事業においては、ピークに合わせた設備の保有が義務付けられている。また、当該エリア内の電気の同時同量を担保する必要があり、熱主電従による高効率運転が難しい。については、系統電力の購入を行うことで効率的な事業運営を可能とすべきである。 ・ 再生可能エネルギーを利用して、工場や集合住宅にて大容量の発電を行い、それらを利用すると同時に、電気自動車への充電などに利用する。その際、電気事業法にて電力供給義務が発生するが、これら運用上の緩和、または廃止し、系統からのバックアップを受けられるようにすることで、不安定な再生可能エネルギーの利用、用途の拡大につながる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる等、特定電気事業制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞

【グリーンイノベーション 32】

事項名	特定供給の関係性の緩和	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給は、電力の供給者と需要者間において、生産工程、資本関係、人的関係、取引等関係、組合設立の何れかの密接な関係がある場合に認められる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 17 条、電気事業法施行規則第 21 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給については、電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、関係性が強く求められているが、許可要件が厳格であり、電気の融通が広く普及しない。電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散型電力供給システムのあり方について、エネルギーの効率的な供給の観点に加え、適正な競争環境の整備や需要家保護といった視点も踏まえ、制度のあり方について検討を行う。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する基本的考え方	<p>○ 特定供給については、電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、関係性が強く求められているが、許可要件が厳格であり、電気の融通が広く普及しない。</p>	

	<p>○ 電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 密接な関係としての組合設立（供給者と供給の相手方が共同して組合を設立し、かつ長期にわたり継続して発電設備を保有する等）では、共同して長期に事業リスク等を負うことを懸念して企業の参入が進まない。 ・ 電力融通の円滑化の観点から、子会社が分社化した場合についても、特定供給の「人的」要件を満たして欲しい。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすこと等、特定供給制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞

【グリーンイノベーション 33】

事項名	特定供給の対象となるエリア概念の拡大	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給については、専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内（さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内「一の需要場所」）の需要に応じ、電気を供給するための発電設備により電気を供給するときなどを除き、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 17 条、電気事業法施行規則第 21 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の特定供給の制度では道路を隔てた建物間には電気事業法における「一の需要場所」には該当しないため、自由な電力融通ができない。したがって、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、「一の需要場所」のエリア概念を拡大すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散型電力供給システムのあり方について、エネルギーの効率的な供給の観点に加え、適正な競争環境の整備や需要家保護といった視点も踏まえ、制度のあり方について検討を行う。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の特定供給の制度では道路を隔てた建物間には電気事業法における「一の需要場所」には該当しないため、自由な電力融通ができない。 ○ したがって、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、「一の需要場所」のエリア概念を拡大すべきである。 	

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域一帯でマイクログリッド（例えば、複数の再生可能エネルギー発電設備を地域で保有し、地域内で電力融通を行う）を行う場合、「一の需要場所」でないことから特定供給ができず、コミュニティ内での最適なエネルギー利用が構築できない。 ・ 電気の融通の実施にあたっては、コスト面の観点から、需要家の歯抜け（電気の融通に参加しない世帯）を防ぎ、一定の低炭素化に資する広域的な地域を「一の需要場所」とすべきである。
<p>改革案</p>	<p>○ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、例えば道路を隔てた建物間での電気の融通を可能とするなど、特定供給制度の「一の需要場所」のエリア概念の拡大等、特定供給制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。〈平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置〉</p>

【グリーンイノベーション 34】

<p>事項名</p>	<p>低圧託送料金制度の創設</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者の託送供給約款においては、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（電力小売を行う事業者）等が、発電・調達した電気を一般電気事業者が運営する送配電網を介して、需要家に供給する取扱いを定めている。（なお、託送供給約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 24 条の 3 に基づく、各一般電気事業者の電気供給の託送供給約款に規定。
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 託送料金制度は、高圧以上の送電線の利用ルールしか設定されていないため、太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置し電力融通を行う場合などの際に、既存の電力線を利用できない。また、地域レベルでの低圧の電力受け渡しについて、既存の電力線を利用できない。したがって、行政は既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、低圧託送の利用が対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定規模電気事業者（PPS）については、託送義務は存在するが、太陽光発電の余剰買取制度が存在し、低圧が自由化されていない現状では低圧託送のニーズが限定的と考えられる。ただし、今後、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴う競争環境整備、分散型電力供給システムのあり方等を検討する中で、託送制度についても検討を加えることとしている。 ・ なお、当事者間の合意に基づき一般電気事業者が託送を行う行為については、電圧を問わず制度上禁止されていない。 ・ また、託送料金制度においては選択約款制度は

		存在しない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 託送料金制度は、高圧以上の送電線の利用ルールしか設定されていないため、太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置し電力融通を行う場合などの際に、既存の電力線を利用できない。また、地域レベルでの低圧の電力受け渡しについて、既存の電力線を利用できない。 ○ したがって、行政は既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者に対して、低圧託送が相対契約等で対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。
具体例、経済効果等		・ 現在、既設の配電網のある場所は、自営線を引けない状況にあり、特別高圧及び高圧までの料金メニューしかない。太陽光発電の買取制度の導入拡大は、配電網の利用が不可避となることから、低圧部分の託送料金は必要となる。
改革案		○ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者の低圧託送による相対契約等が対応可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、一般電気事業者に対して、当該対応の早期実施を促し、併せて、その旨を国民に広く周知する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞

【グリーンイノベーション 35】

<p>事項名</p>	<p>ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス導管の敷設については、道路法における道路占用の特例が、ガス事業法に定める一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供するガス管に限定されており、ガス導管事業の用に供するガス管については対象となっていない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 32 条、第 33 条、第 36 条、道路法施行令第 9 条、国土交通省事務連絡（平成 16 年 3 月 30 日付、国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス管の敷設については、一般ガス事業または簡易ガス事業の用に供するガス管については道路占用許可が特例的に与えられているが、ガス導管事業はその対象となっておらず、円滑なガス導管整備ができない。したがって、低炭素社会の実現に向けた導管敷設促進の観点から、ガス導管事業（一般ガス事業の供給区域外を含む）についても、一般ガス事業の用に供するガスインフラと同様の取扱いとすべきである。 <p><追加分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO2化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げているところ。ガス管の敷設については、一般ガス事業または簡易ガス事業の用に供するガス管については道路占用許可が特例的に与えられているが、ガス導管事業はその対象となっておらず、円滑なガス導管整備ができない。 ・ 特に、ガスパイプラインに関しては、道路における敷設が一般に長大であり、複数の地方公共団体を跨ぐこともあることから、調整に時間がかかる。さらに、道路法第 33 条の許可要件

	<p>では、道路管理者が道路の敷地外に余地がない場合に許可できるとしたものであり、一定条件を満たした場合においても、特定の場所で円滑な敷設が進まない恐れもあり、敷設計画が立てにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、国土交通省は、経済産業省からガス導管事業者によるパイプラインの設置計画等の情報提供を受け、当該情報を関係道路管理者に対して提供しているところ、情報提供のみでは円滑な設置に対応しているとは言い難い。 ・ したがって、省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議のうえ、道路占用許可を優先的に取扱うことができる方向で対応を検討し結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第36条に基づく占用の特例の対象とするか否かの判断にあたっては、一般公衆の生活と密接な関係を有し、公益性が高いという観点から、個別の事業法において一般利用者に対する役務提供義務を設けていること等を踏まえて判断しているところであり、ガス導管事業に係るガス管について特例の対象とすることは困難である。ただし、道路法第33条の基準に適合すれば、ガス導管事業に供するガス管の占用は可能である。 ・ なお、国土交通省においては、経済産業省からガス導管事業者によるパイプラインの設置計画等の情報提供を受け、当該情報を関係道路管

		<p>理者に対して提供するなど、円滑な設置に配慮している。</p> <p><追加分></p> <p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法36条の道路占用の特例の対象に、ガス導管事業の用に供するガス管を新たに加えるべきである。仮に、現行規定のまま運用の改善によって対応することとする場合は、国土交通省において、道路占用が許可されるための具体的要件（道路の敷地外に余地がない場合の判断基準）を明示した上で、道路管理者は、道路占用許可申請の内容が道路法第33条の基準に適合している場合には、速やかに当該占用許可を行うよう措置されたい。理由は以下の通り。 ・ エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）において、天然ガスは、化石燃料の中で最もCO2排出が少なく、新規供給源も立ち上がってきていることから、低炭素社会の早期実現に向けて重要なエネルギー源であり、天然ガスシフトを推進すべきとされた。特にガスインフラネットワークについては、天然ガスへの燃料転換の加速、低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大することから、その拡大、連携強化を目指すことが明記されている。経済産業省では、ガスのインフラネットワークの整備について、天然ガスシフトの基盤となる重要な課題として、WGを設置して検討しているところ。 ・ このように、ガスインフラネットワークの整備は、低炭素社会の実現の観点からも、エネルギー安定供給の観点からも重要であるが、その促進のためには、LNG基地間や供給区域間を結ぶ、長大なガス導管事業の用に供するガス管の敷設が有効。 ・ ところが現行規定の下では、ガス導管事業の用に供するガス管は道路占用許可の特例の対象外とされており、しかも、ガス事業者がどのよ
--	--	--

		<p>うな情報を管理者に提供すれば道路占用許可が下りるのか必ずしも明らかでなく、道路管理者によって対応にばらつきがあるなど、道路占用許可にかかる申請前後の調整に長期間を要することがしばしばある。長大なガス導管事業に供するガス管について道路占用許可が円滑に進まなければ、大幅な工期長期化・コストアップにつながり、ひいては整備主体たるガス事業者の投資判断にも影響が出て、ガスインフラネットワークの整備に支障が出るおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、特例を認めるための要件として公益性を要求するが、ガス導管事業は、一定の公益性を有している。その現れとして、ガス事業法は、ガス導管事業を営もうとする場合には事前に届け出なければならないこととしている（法第22条の5及び第37条の7の2）。また、同法は、一般ガス事業者（ガス導管事業を営む場合を含む。）及びガス導管事業者に託送供給義務を課している（法第22条第6項及び第37条の8）。さらに、一般ガス事業者への卸供給を通じて最終的には小口需要家にガスを送り届けており、小口需要家への供給という観点からは、特例が認められている一般ガス事業者と、実態として同様の重要な役割を果たしている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> —
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> —
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO2化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡

	<p>大するためのガス供給網の拡大を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガス管の敷設については、一般ガス事業または簡易ガス事業の用に供するガス管については道路占用許可が特例的に与えられているが、ガス導管事業はその対象となっておらず、円滑なガス導管整備ができない。 ○ 特に、ガスパイプラインに関しては、道路における敷設が一般に長大であり、複数の地方公共団体を跨ぐこともあることから、調整に時間がかかる。さらに、道路法第 33 条の許可要件では、道路管理者が道路の敷地外に余地がない場合に許可できるとしたものであり、一定条件を満たした場合においても、特定の場所で円滑な敷設が進まない恐れもあり、敷設計画が立てにくい。 ○ 一方、国土交通省は、経済産業省からガス導管事業者によるパイプラインの設置計画等の情報提供を受け、当該情報を関係道路管理者に対して提供しているところ、情報提供のみでは円滑な設置に対応しているとは言い難い。 ○ したがって、省エネ・省 CO2 化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議のうえ、道路占用許可を優先的に取扱うことができるよう、対応を検討すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年に創設されたガス導管事業に対しては、道路占用許可特例の対象となっていないことから、円滑なガス導管整備が困難となっている。 ・ エネルギー基本計画においては、低炭素社会の実現に向けて、一般ガス事業の供給区域外を中心としたガスインフラネットワークの整備促

	<p>進が課題とされており、一般ガス事業の用に供するガスインフラと同様に、円滑な整備促進が求められている。</p>
<p>改革案</p>	<p>○ 省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議のうえ、道路占用許可を優先的に取扱うことができる方向で対応を検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。＜平成23年度中検討・結論・措置＞</p>

【グリーンイノベーション 36】

<p>事項名</p>	<p>行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理者は、ガス工事・通信工事後、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占有者の委託があった場合には、道路の占有に関する工事で道路の構造に係るものを自ら行うことができる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 38 条、国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達（平成 20 年 3 月 25 日
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路占有事業者（一般ガス事業者、通信会社等）が道路工事を行った場合、原則として、当該事業者が舗装復旧を行うこととなっているが、地方公共団体によっては、行政が受託復旧を行い、その復旧費用を占有事業者に支払うよう命じてくる場合があり、復旧費用は自社で復旧するより割高となっている事例もある。したがって、工事の効率性、費用負担等を勘案し、施工を行った道路占有事業者が行う、または道路占有事業者を含めた競争入札により、舗装復旧を行うべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の占有に関する工事については、本来、道路占有者が行うべきものであるが、当該工事が、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれにかんがみ、道路管理者が「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」等においては、道路の占有に関する工事で道路の構造に係るものを自ら行うことができることとされている。 ・ 当該工事は、競争入札等により施工者を決定しており、同工事のうち占有に関する工事に係る費用は、道路占有者の負担となるが、当該工事の完了後に精算するなど、工事の落札状況に応じた適切な額となるよう留意することとしている。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路法第 38 条においては、道路管理者が自ら 占用工事を行うことができるのは「道路の構造 を保全するために必要があると認める場合」又 は「道路占用者の委託があった場合」に限定さ れている。 ○ これにより、道路占用事業者（一般ガス事業者、 通信会社等）が道路工事を行った場合、原則と して、当該事業者が舗装復旧を行うこととなっ ているが、地方公共団体によっては、行政が受 託復旧を行い、その復旧費用を占用事業者に支 払うよう命じてくる場合があり、復旧費用は自 社で復旧するより割高となっている事例もあ る。 ○ 当該工事は、競争入札等により施工者を決定し ているとの回答であるが、入札が徹底していな いとの指摘もあり、道路占用事業者（一般ガス 事業者、通信会社等）を入札に参加させない合 理的な理由もない。 ○ したがって、工事の効率性、費用負担等を勘案 し、施工を行った道路占有事業者が行う、また は道路占有事業者を含めた競争入札の徹底に より、舗装復旧を行うべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト面での非効率性はもとより、占用事業者 による自社復旧であれば、道路施工時におい て、近隣住民等に対する工事説明等を実施して いることから、自社責任かつ迅速・円滑に施工 できることから、道路利用者の不利益も最小限 に抑制できる。 ・ 国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長

	<p>補佐通達（平成 16 年 3 月 30 日付）では、道路管理者がガス事業者に対して、工事を行う時期を明確にしていない場合や道路管理者が求める復旧工事に係る費用が実績に応じたものでないとの指摘から、道路法の規定に基づく適切な取扱いの徹底を周知しているところであるが、改善が図られていないとの指摘もあることから、取扱いの見直しが必要である。</p>
<p>改革案</p>	<p>○ 道路占用事業者（一般ガス事業者、通信会社等）が道路工事を行った場合について、工事の効率性を高め、費用負担等を軽減する等の観点から、施工を行った道路占有事業者が行う、または道路占有事業者を含めた競争入札の徹底により、舗装復旧を行う方向で検討し、結論を得る。その上で、関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。〈平成 23 年度中検討・結論・措置〉</p>

【グリーンイノベーション 37】

<p>事項名</p>	<p>ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス導管事業者が新規に導管を敷設する場合、託送供給料金の算定基礎となるガス導管の減価償却にかかる耐用年数は法人税の定める耐用年数（鋳鉄製導管：22年、鋳鉄製導管以外の導管13年）を上回る30年が適用される。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業託送供給約款料金算定規則第7条（別表第1第1表）、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第二）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス導管事業者が敷設するガス管については、新規敷設導管について単独料金を設定した場合、他の導管の託送料金水準に比べて高額となるため、財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法（30年）で算定しているが、一般ガス事業者が供給区域外で同様にガス管を敷設した場合には適用されない。したがって、低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、ガス導管事業者と同様の取扱いとすべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、託送料金算定の基礎として、30年の減価償却費算定方法を認めるかどうかについては、今後、実態を踏まえながら検討を行う予定。 <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、「低炭素社会におけるガス事業のあり方検討会」において導管敷設に関するインセンティブについて検討中であり、本要望についてもその中で取り上げる予定。 <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO2化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。 ○ ガス導管事業者が敷設するガス管については、新規敷設導管について単独料金を設定した場合、他の導管の託送料金水準に比べて高額となるため、財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法（30年等）で算定しているが、一般ガス事業者が供給区域外で同様にガス管を敷設した場合には適用されない。 ○ したがって、ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、ガス導管事業者と同様の取扱いとすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業については、供給区域内を含めた料金設定ができないため、単独料金を設定した場合、新規敷設導管敷設時と同様の課題を内包している。 ・ エネルギー基本計画においては、低炭素社会の実現に向けて、一般ガス事業の供給区域外を中心としたガスインフラネットワークの整備促進が課題とされており、低廉な託送料金水準による天然ガスシフトを加速させる観点から、対応が必要である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低炭素社会におけるガス事業のあり方検討会において、ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が供給区域外で行うガス導管事業について、ガス導管事業者と同様に託送料金の算定に財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法（30年等）を適用する方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。＜平成22年度中検討・結論、結論を

得次第措置>

【グリーンイノベーション 38】

事項名	準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 準工業地域内においては、可燃性ガスの製造にかかる事業にかかる建築物は、建築してはならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第48条第10項、同別表第2（用途地域等内の建築物の制限）、建築基準法施行令第130条の9の5 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場等で発生する消化ガスには都市ガスの原料となるメタンが多く含まれており、都市ガスの原料として利用することが可能であるが、準工業地域内では可燃性ガスの製造事業にかかる建築ができないため、当該製造ができない。製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しないことから、建築基準法の適用除外とすべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第48条は、用途地域ごとの目的に応じて各用途地域に建築することのできる建築物の用途を制限しているが、個別の計画について、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、可燃性ガスの製造工場を建築することが可能である。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水処理場等で発生する消化ガスには都市ガスの原料となるメタンが多く含まれており、都市ガスの原料として利用することが可能であるが、準工業地域内では可燃性ガスの製造事業にかかる建築ができないため、当該製造ができない。 ○ 建築基準法では、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、可燃性ガスの製造工場を建築することが可能としているところ。一方、可燃性物質であるアセチレンガスの製造については、建築基準法施行令で適用除外とされている。 ○ したがって、下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生バイオガスについて、建築基準法施行令で適用除外とすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオガスは、エネルギー利用という点では十分に利用されていない。特に、下水処理場等で発生する消化ガスは、通常、自家使用以外に利用用途がなく、自家使用を超える余剰分については廃棄されている。今後、こうした余剰消化ガスを都市ガス品質まで高度に精製し、活用することが期待されている。 ・ 用途地域における用途制限については、経済社会の変化、国民のニーズ、技術進歩等に対応して、不断に見直すべきである。 ・ 政府は、地球温暖化防止、循環型社会の形成等の観点から、バイオマスの利活用推進を進めており、2009年6月に施行されたバイオマス活用促進基本法では、バイオマスを供給する関連事業の創出のため、必要な施策を講ずることと

	<p>している。今後のバイオガスの利活用推進に向けた取組みを阻害することのないよう、現実的な対応をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本緩和により、下水処理場を所有する地方公共団体での取組みが進展する。
<p>改革案</p>	<p>○ 下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省 CO2 化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生バイオガスについて、建築基準法施行令で適用除外とする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。＜平成 23 年度中検討・結論・措置＞</p>

【グリーンイノベーション 39】

<p>事項名</p>	<p>ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>【概要】</p> <p>○河川</p> <p>＜河川縦断時の埋設許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川縦断時の埋設許可要件については、河川敷地の占用許可に関して、「工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること」、工作物設置許可に関して、「河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする」と、「縦断的に設置しないことを基本とするものとする」と定められている。 <p>＜河川区域内での防護装置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川区域内での防護装置については、「圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする」と定められている <p>○道路</p> <p>＜農業用道路の占用許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用道路は、土地改良法により、土地改良施設と規定されており、土地改良施設をガス工作物の設置の用に兼ねて供する場合には、地方公共団体等との協議を行うことができると規定している。（許可要件については明確となっていない。） <p>＜港湾道路の占用許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾道路は、港湾法により、港湾施設と規定されており、港湾区域内の工事には港湾管理者の許可が必要と規定している。（許可要件については明確となっていない。） <p>＜高速道路の占用許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路については、道路法による道路とされており、道路法により認められる義務的占用の

	<p>対象として規定されている。</p> <p>○公共用地等</p> <p><公共用地等における占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別法（河川法・道路法等）に定めのない公共用地（例えば、法定外公共物（いわゆる赤道）や企業団地の形成を目的とした用地取得で区画等が未整備の用地等）は、国有財産法及び地方自治法において、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権（地上権等）を設定することができるかとされている。 ・ また、都市公園については、公園管理者は、公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさない場合等に限り、許可を与えることができると規定している。 <p><根拠法令></p> <p>○河川</p> <p><河川縦断時の埋設許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第 24 条、建設省河政発第 67 号（平成 11 年 8 月 5 日付、建設事務次官通達）第 8 第 2 項第 5 号、国河治第 71 号（平成 14 年 7 月 12 日付、工作物設置許可基準）第 4 第 6 項、第 17 第 1 項第 1 号 <p><河川区域内での防護装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第 26 条第 1 項、国河治第 71 号（平成 14 年 7 月 12 日付、工作物設置許可基準）第 17 第 1 項第 2 号 <p>○道路</p> <p><農業用道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号、法第 5 6 条第 2 項 <p><港湾道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾法第 2 条、港湾法 37 条 1 項、各港湾管理者（地方公共団体等）の定める条例等 <p><高速道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 32 条 <p>○公共用地等</p>
--	--

	<p><公共用地等における占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産法第 18 条、地方自治法第 238 条の 4 ・ 都市公園法第 6 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>○河川</p> <p><河川縦断時の埋設許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川縦断時の埋設許可要件については、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない場合は原則可とすべきである。 <p><河川区域内での防護装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力管については、安全性の確保が検証されれば、必ずしも二重構造とせず、治水上問題とならない仕様による設置の許可とすべきである。 <p>○道路</p> <p><農業用道路・港湾道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用道路及び港湾道路については、許可要件を明確化し、道路法に準じた取扱い（義務的占用）とすべきである。 <p><高速道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準（手続き・技術的基準）が明確でないことから、一般道路等と同様に整備（一般道の場合、条例等で明記）すべきである。 <p>○公共用地等</p> <p><公共用地等における占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地等における占用許可については、個別協議等により占用可能となっている。道路と同様に義務占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可すべきである。
<p>担 当 府 省 の 回</p>	<p>上記改革の方向性への 考え方</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区の所有する農業用道路（主にあぜ道等）におけるガスパイプラインのインフラ整備を行う具体的事例が想定されるのかは必ずしも明らかではなく、また、これらは私人間の協議で決定されるものであり、特段土地改良法

で規制しているものではない。なお、同法第56条第2項については、土地改良区の管理する土地改良施設が他の用途に供されることが適当となった場合に、その管理の方法等について土地改良区が地方公共団体等に協議を請求することができるものであり、本件のように事業者から協議を行うことを規定しているものではない。

- ・ また、地方公共団体が所有する農業用道路については、上記の公共用地等と同様の扱いとなっている。

【国土交通省】

<河川縦断時の埋設許可要件>

多くの場合、河川は軟弱で不安定な状態であることから構造物の設置には細心の注意が必要である。堤防等においては地盤の状況によっては不均一な数m単位の大きな沈下を生じたり、洪水による大きな洗掘を受ける可能性があるため、工作物の埋設は治水問題となることが多い。このため、やむを得ない河川の横断等にあたって、基礎の対策を十分に施した橋梁や河川から十分深い安定した地下のトンネル等の方法の場合に限って認めているところであり、上記方向性に対応することは困難である。

<河川区域内での防護装置>

圧力管が損傷した場合には、内容物が噴出し、河川水の汚染や堤防の損傷による破堤など重大な被害を生じるおそれがある。このため、施設の十分な安全性の確保を求めるものであり、安全性を確実に確保するための技術的な基準として、圧力管は二重構造とすることとしている。

<高速道路の占用許可要件>

道路法第36条に基づく占用の特例（義務占用物

		<p>件)の対象は、道路法に基づく、全ての道路を対象としており、その許可基準も同様である。</p> <p><港湾道路の占用許可要件></p> <p>港湾法においては、第37条第1項の規定に基づき、港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)において占用等をしようとする者は、港湾管理者(地方公共団体等)の許可を受けなければならない旨を規定しているが、港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)における占用等に係る事務、港湾施設の占用等に係る事務は、各港湾管理者が各地方の実情に応じ、自らの判断と責任において処理できる「自治事務」として整理されており、各港湾管理者が条例等を定めて処理しているところ。</p> <p>このため、各港湾管理者が具体の事務処理を遂行する上で必要となる、許可要件その他の事項について、国が一律に定めることはできないが、港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。</p> <p><公共用地等(都市公園)></p> <p>ガスパイプラインについては、都市公園法第7条第3号「水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの」として占用物件の対象となるものであり、現行制度において都市公園本来の機能を阻害しない範囲で設置が認められており、都市公園における個別の物件・施設の許可にあたっては、各自治体において公益性等を考慮の上、判断されるもの。</p> <p>.</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>【国土交通省】</p> <p><公共用地等(都市公園)></p> <p>都市公園法に基づき、占用物件の地下占用については、各自治体において公益性等を考慮の上、公園計画や公園利用との整合・調整を図りつつ認めているところであり、ガスパイプライ</p>

		<p>ンについても現行制度で対応可能。</p> <p><港湾道路の占用許可要件> 港湾区域内の占用等の許可は、港湾管理者が行う自治事務であり、各港湾管理者が各港湾の実情に応じてすべきものであるが、港湾区域の占用等に関し、平成22年度中に港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【国土交通省】 <p><河川縦断時の埋設許可要件> 多くの場合、河川の地中部は軟弱あるいは変動しやすい状態にあることから、堤防下に圧力管路等を縦断的に埋設すると、地盤沈下等に伴い周辺に空洞を生じ、洪水時に浸透を助長して破堤等の甚大な被害を生じることが懸念される。また、縦断占用は堤防の補強や河川を横断する他の工作物の施工や構造に大きな制約を与えたり、水防活動の杭打ち等の支障となるなど、治水上の支障となることが考えられる。</p> <p><河川区域内での防護装置> 現状では、「安全性の確保が検証」されているか「治水上問題とならない仕様による設置」が想定している構造としては、二重構造以外にはないため、ただちに変更することは困難と考えているが、そのような構造が新たに実用に供されるのであれば、ご提示して頂ければ検討してまいりたい。</p> <p><公共用地等（都市公園）> 地下に埋設されるガスパイプラインについて、都市公園法において、一定の基準に適合する場合に一律に許可を与えなければならないとすること（義務占用）は、樹木の良好な生育、地</p>

		<p>下水の涵養等を阻害することもあり得ることから、適当ではない。</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<p>○河川 <河川縦断時の埋設許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度においては、河川が軟弱で不安定な状態であるとの認識のもと、やむを得ない河川の横断等にあたってのみ、埋設を認めているところ。建設省河政発第 67 号（平成 11 年 8 月 5 日付、建設事務次官通達）では、河川縦断時の埋設許可要件について、「工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること」、「河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする事」、「縦断的に設置しないことを基本とするものとする事。」と定められており、縦断時の埋設許可が原則禁止であることが記載されているが、技術的基準などの要件が明確に定められているとは言い難い。 ・ 本件は、河川近傍のガス管敷設に伴い、河川の一部を縦断する必要が生じた場合の技術的基準の明確化を求めるものである。 ・ したがって、河川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川縦断時の埋設許可要件について、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない技術的基準等を明確化すべきである。 <p><河川区域内での防護装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川区域内で圧力管が損傷した場合には、内容物が噴出し、河川水の汚染や破堤など重大な被害を生じるおそれがあることから、河川区域内での防護装置については、「圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする事」と定められてい

るところ、二重構造としなければならない技術的基準などの要件が明確に定められているとは言い難い。

- ・したがって、川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川区域内での防護装置について、単に圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする事というという規定ではなく、一重構造を可能とする治水上問題とならない技術的基準等を明確化すべきである。

○道路

<農業用道路・港湾道路の占用許可要件>

(農業用道路)

- ・農業用道路（主に、耕耘機等の小型車や、トラクター・コンバイン等のように大型でも低速度の農業用機械が通行できる舗装道路等が対象（地方公共団体及び土地改良区が所有）となる。いわゆるあぜ道ではない。）にかかる占用許可要件については、土地改良法で規制しているものではないところ、農業用道路を所有する地方公共団体及び土地改良区等が判断する要件が明確化されていない。
- ・一方、農業用道路の規制については、その機能や交通管理施設は道路法等を準用している。
- ・したがって、社会インフラの整備にかかる農業用道路の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、道路法に準じて（義務的占用）の取扱いが可能となるようすべきである。

(港湾道路)

- ・港湾道路にかかる占用許可要件については、港湾法において、港湾区域（水域）又は港湾隣接地域（陸域）において占用等をしようとする者は、港湾管理者（地方公共団体等）の許可を受けなければならない旨を規定しているところ、港湾道路を管理する港湾管理者が判断する要件が明確化されていない。

	<p>一方、港湾道路の規制については、その機能や交通管理施設は道路法等を準用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、社会インフラの整備にかかる港湾道路の占有許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、道路法に準じて（義務的占有）の取扱いが可能となるようすべきである。 <p><高速道路の占有許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路については、道路法に基づく義務的占有の対象であるが、許可基準（手続き・技術的基準）が明確でない。 ・したがって、高速道路にかかる占有許可要件について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、一般道路等と同様に整備（一般道の場合、条例等で明記）すべきである。 <p>○公共用地等</p> <p><公共用地等における占有許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスパイプラインについては、都市公園法第7条第3号「水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの」として占有物件の対象となるものであり、現行制度において都市公園の機能を阻害しない範囲で設置が認められているところ、都市公園における許可については、個別協議等によるものとなっている。 ・したがって、社会インフラの整備にかかる都市公園の占有許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、都市公園の機能を阻害しない範囲で、道路と同様に義務占有の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占有を許可すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー基本計画においては、天然ガスへの燃料転換の加速、低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するため、ガス供給網の拡大、連携強化を目指すとしている。 ・ 今後未整備エリアに長距離にパイプラインを整備するなかで河川近傍に敷設するケースが多くなっていくことから、通常の埋設が認めら

	<p>れば、コストダウン・工期短縮が可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用道路及び港湾道路について、道路法上の道路と同様に義務占用が認められれば、占用許可取得にかかる時間を短縮できる。また、占用条件が明確化されれば、個別折衝によらず、浅層埋設など通常の道路で行われる工事の許可を受けることができる。
<p>改革案</p>	<p>○河川 <河川縦断時の埋設許可要件・河川区域内での防護装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川の一部を縦断する場合における埋設許可要件について、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない技術的基準等を明確化する方向で検討し、結論を得る。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論> ・ また、河川区域内での防護装置についても、単に圧力管を設置するときは、二重構造とするものとするという規定ではなく、一重構造を可能とする治水上問題とならない技術的基準等を明確化する方向で検討し、結論を得る。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論> <p>○道路 <農業用道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会インフラの整備にかかる地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は円滑かつ統一的な運営を図る観点から、地方公共団体等が行っている事務についての実態調査を行い、道路法に準じた（義務的占用）取扱いや、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置>

<港湾道路>

- ・社会インフラの整備にかかる港湾道路の占用許可要件等について、国土交通省は円滑かつ統一的な運営を図る観点から、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、道路法に準じた（義務的占用）取扱いや、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置>

<高速道路の占用許可要件>

- ・高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準（手続き・技術的基準）が明確でないことから、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、一般道路等と同様に整備（一般道の場合、条例等で明記）するよう検討し、結論を得る。その上で、関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。

<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置>

○公共用地等

<公共用地等における占用許可要件>

- ・社会インフラの整備にかかる都市公園の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、都市公園の機能を阻害しない範囲で、道路と同様に義務占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可するよう検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体に対して、当該事務の取扱いを通知する。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置>